

第4章

国民と防衛省・自衛隊

「防衛力」は、国の安全を守る最後の「砦」であり、他に代わる手段は存在しない。わが国において防衛力を担う防衛省・自衛隊は様々な組織で構成されているが、その組織が機能を十分に発揮するためには、優れた能力を持つ隊員と最先端の装備品やシステムを保持し、これらが一体となって機能することはもちろんのこと、これらの装備品やシステムを生み出す技術力、生産力などが盤石であり、かつ防衛省・自衛隊の取組に対する国民や地域社会の理解と協力を得ることが必要不可欠である。

このような観点から、本章では、第1節において防衛省・自衛隊の組織編成と隊員の採用、教育訓練、人事施策など「人的基盤」について説明し、第2節において防衛省改革について説明する。また、第3節において国民の理解と協力を得るために、地域社会や国民との間で行っている防衛省・自衛隊の様々な活動など「社会的基盤」について説明する。

第1節

防衛力を支える組織と人的基盤

わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う組織である防衛省・自衛隊にとり、その防衛力を遺憾なく発揮させるためには、これを支える組織と「人的基盤」を充実させることが、きわめて重要である。

本節では、防衛省・自衛隊の組織について説明した上で、隊員の募集・採用、日々の教育や訓練の状況など、「人的基盤」の充実のための取組について説明する。

1 防衛力を支える組織

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊¹は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部など、様々な組織で構成されている。(図表Ⅲ-4-1-1・2参照)

2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣と2人の防衛大臣政

務官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣補佐官や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局および機関の事務を監督する防衛事務次官が置かれている。

そのほか、防衛大臣を補佐する機関として、内部部局、統幕および陸・海・空幕が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および各局長はその所掌に応じて、防衛大臣が統幕長や陸・海・空幕長に対し行う指示・承認などについて補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、

¹ 防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

自衛隊の運用に関して軍事専門的観点から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

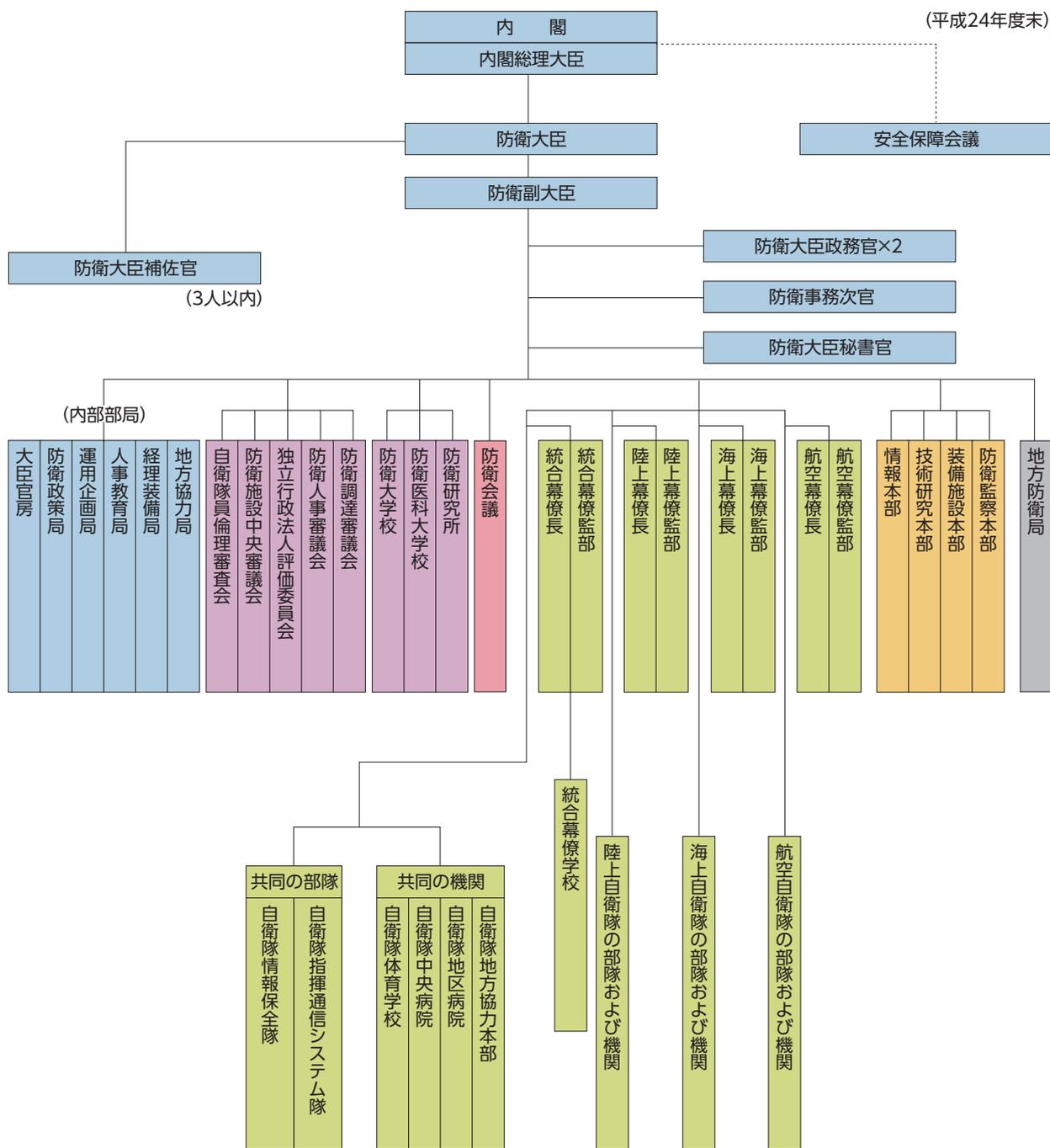
参照▶ Ⅱ部1章3節

3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市および嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査など

図表Ⅲ-4-1-1 防衛省の組織図



(臨時または特例で置くものを除く。)

に加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体および地域住民の理解および協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。
 参照▶ 3節

図表Ⅲ-4-1-2 防衛省の組織の概要

組織	概要
陸上自衛隊 (巻末「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団および旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛にあたる。 ○師団および旅団 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成 ○中央即応集団 <ul style="list-style-type: none"> ・空挺団、ヘリコプター団、中央即応連隊、特殊作戦群、中央特殊武器防護隊やその他の部隊をもって編成
海上自衛隊 (巻末「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。 ○地方隊 <ul style="list-style-type: none"> ・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援にあたる。
航空自衛隊 (巻末「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる。 ○航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)および高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。)などをもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> ○幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 <ul style="list-style-type: none"> ・幹部自衛官となるべき者の教育訓練(一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。)を行う。 ○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科(前期および後期課程)および総合安全保障研究科(前期および後期課程)を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> ○医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 <ul style="list-style-type: none"> ・医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練(学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設置に準拠した教育を含む。)を行う。 ○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省のいわばシンクタンクに当たる機関 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究および戦史の編さんを行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えた上で、省内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成
技術研究本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器(NBC)対処や被服に至るまで幅広い。
装備施設本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達契約事務および建設工事の実施事務(一部)を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など ・建設工事の実施事務のうち、技術的基準の作成、計画の審査などを行う。
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛大臣の命を受けて法令遵守等の観点から、独立した立場で防衛省・自衛隊における職務執行が適正に行われているかを監察する。
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策等、装備品等の調達に係る原価監査・監督・検査などを行う。

2 防衛省・自衛隊の職員の募集・採用

防衛省・自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の高い人材を確保することが必須の条件であり、様々な制度を設けて職員の募集・採用を行っている。

参照▶ 資料81

1 募集

わが国の防衛という自衛隊の任務の特性上、自衛隊に興味を持つ者、または自衛官になりたいと思う者に対し、国の防衛の担い手という役割、業務や訓練、特殊な生活環境（営内生活など）や人事管理（若年定年制、任期制、階級制度）などを詳細に説明した上で、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を、広く全国から募る必要がある。また、近年、防衛省・自衛隊に対する国民の期待と支持はこれまで以上に高いものとなっている。

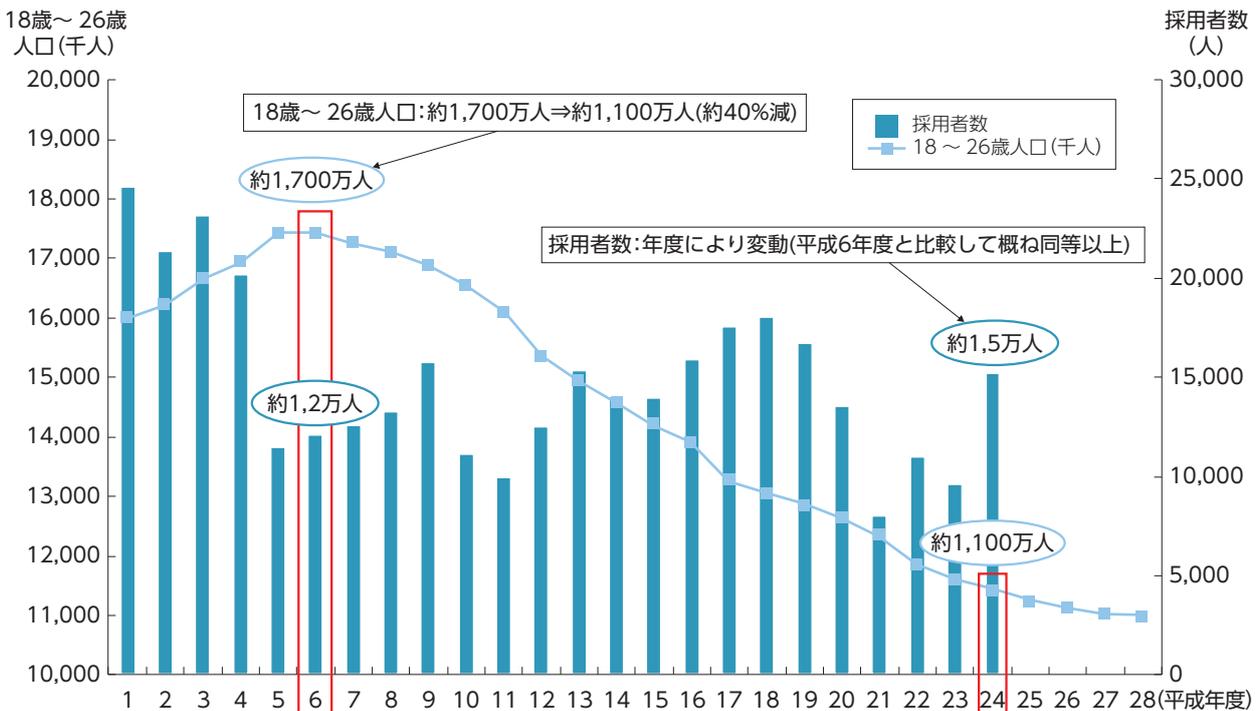
その一方で、わが国では、少子化・高学歴化が進み、募集の対象となる人口が減少しており、自衛官の募集環境は、ますます厳しくなっている。（図表Ⅲ-4-1-3参照）

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会、就職情報誌への広告掲載を行うなど募集活動を充実させ、全国50か所（北海道に4か所、各都府県に1か所）に自衛隊地方協力本部を置き、陸・海・空自で部隊勤務経験のある自衛官を広報官として配置し、志願者個々のニーズに対応しており、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応したきめ細かい対応を行っている。

また、地方公共団体は、募集期間などの告示、広報宣伝などの自衛官の募集事務の一部を行うこととされており、防衛省は、そのための経費を地方公共団体に配分している。今後、少子化などにより、募集環境はさらに厳しくなることが予想され、そのような環境のなかでより質の高い隊員を確保していくためには、地域に密着した地方公共団体による募集協力を含め、募集活動をより充実させていくことが不可欠である。

防衛省としては、13（同25）年3月に佐藤防衛大臣政

図表Ⅲ-4-1-3 募集対象人口の推移

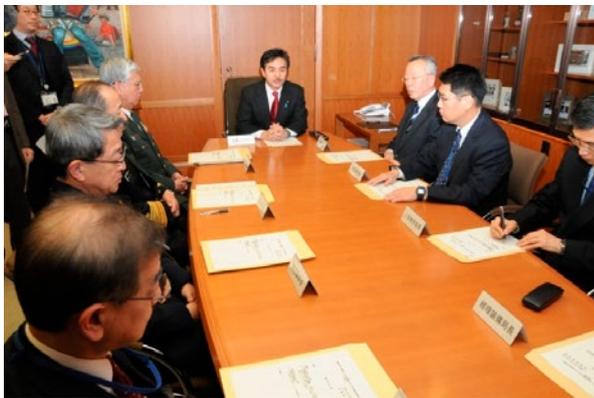


資料出典：平成23年度以前(平成17年度および平成22年度を除く。)は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」および「人口推計年報」による。平成17年度および平成22年度は総務省統計局「国勢調査報告」による人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が、年齢「不詳人口」を按分補正した人口である。平成24年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月の中位推計値)による。

務官を委員長とする「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会」を開催するなど、優秀な人材確保のための積極的な取組を行っている。



陸海空自衛官募集案内



第1回「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会」を主催する佐藤防衛大臣政務官

2 採用

(1) 自衛官

自衛官は、志願制度（個人の自由意志に基づく入隊）のもと、様々な区分に応じて募集される。採用直後から自衛官の身分を付与されるのは、幹部候補生、一般曹候補生¹などであり、入隊直後の教育期間中は自衛官としての身分を持たず教育訓練に専念し、教育修了後に自衛官として任官するのは、自衛官候補生²、防衛大学校学生、高等

工科学校生徒³などである。このうち、高等工科学校生徒は、将来陸自において高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会において自信をもって対応できる自衛官となる者を養成するために、中学校卒業予定者を対象に採用する制度である。

自衛官は、その職務の特殊性のため、一般の公務員とは異なる⁴人事管理を行っている。その中でも、一般の公務員と比べて大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」や「任期制」という制度をとっている点である。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、その間において一人ひとりの希望や適性などに応じた職種が決定され、その後全国の部隊などへ赴任する。

参照▶ 資料82～85



自衛官候補生の入隊の様子

(2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備自衛官、予備自衛官および予備自衛官補の三つの制度を設けている⁵。

参照▶ 資料86

- 1 最初から定年制の「曹」に昇進する前提で採用される「士」のこと。18歳以上27歳未満（一般曹候補生については24歳未満）の者を曹候補者である自衛官に採用する制度として、平成18年度までに「一般曹候補生」および「曹候補士」の二つの制度を設けていたが、一般曹候補生制度の長所である曹候補者としての自覚の醸成という視点をいかにしながら、曹候補士制度の長所である個人の能力に応じた昇任管理を採り入れた新たな任用制度として、両制度を整理・一本化し、平成19年度の募集から「一般曹候補生」として採用している。
- 2 自衛官として任官する前に、必要な使命感、責任感、団結心、規律心、法令遵守精神などの心構えを十分にかん養する教育を行うため、「自衛官候補生」として採用し、当該教育を修了した後、2等陸・海・空士である自衛官に任用する、10（平成22）年7月より施行された制度である。
- 3 平成23年度の採用から、従来的一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、高等工科学校生徒として相応しい者を選抜する推薦試験制度を導入した。
- 4 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務にあたる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置づけられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。
- 5 諸外国でも、予備役制度を設けている。

コラム

60年の伝統を受け継ぐ防衛大学校

「真の紳士淑女にして、真の武人たれ」これは、榎智雄初代学校長が当時の学生たちに求めてきた、いわば「建学の精神」を今に伝える言葉である。52（昭和27）年の建学以来、58（同33）年の海外留学生受け入れや、92（平成4）年の女子学生入校を経て、これまでに、2万5千人を超える卒業生を輩出してきた。

一般の大学とは大きく異なる生活・カリキュラムも防大の伝統の一つである。学生は、「廉恥、真勇、礼節」を掲げる学生綱領、1～4年生が同じ部屋で起居を共にする学生舎生活、棒倒しや短艇競漕など年間を通じて行われる競技会、全国の陸海空自部隊の協力を得て行う訓練などを通じ、リーダーシップ、フォロアーシップ、規律心、礼儀、軍事的素養など、将来の自衛隊のリーダーに相応しい資質を、在学間において体得する。

卒業式では、例年、自衛隊の最高指揮官である内閣総理大臣が出席し訓示を行うことも、式を終えた卒業生が、制帽を一齐に高々と放り上げ、式場から駆けだしていく光景も、防大の伝統の一つである。

わが国を取り巻く安全保障上の情勢は、防衛大学校創設当時と大きく変化したが、引き続き、防衛大学校はこれまでの実績と経験の蓄積のうえにさらなる努力を重ね、日本の将来の平和と安全のために前途有為な幹部自衛官の育成に努めていく。



学生同士が激突する「棒倒し」の様子（平成24年度開校祭）



安倍内閣総理大臣の訓示（平成24年度卒業式典）

ア 即応予備自衛官制度

陸上自衛隊に導入されている即応予備自衛官は、防衛力の基本的な枠組の一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につくこととなっている。

即応予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用され、平素は社会人としてそれぞれの職業に従事しつつ、必要とされる練度を維持するため、指定された部隊で年間30日の訓練招集に参加している。

イ 予備自衛官制度

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となり、後方支援、基地警備

などの要員として任務に就くこととなっている。

予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用される場合と、予備自衛官補としての教育訓練のすべてを修了した後に任用される場合があり、平素は社会人として各々の職業に従事しつつ、現在は年間5日間の訓練招集に参加して、練度の維持に努めている。

ウ 予備自衛官補制度

自衛官未経験者を対象とする予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的とした制度である。この制度には、一般と技能の二つの採用区分があり、技能の採用区分では、医療従事者、語学、情報処理などの技能資格者を採用している。

陸・海・空予備自衛官の声

震災で活動した予備自衛官に感銘を受けて

(予備自衛官補 (技能・語学) 出身)

予備3等陸曹 おおみ はるか 近江 遥

私は、自衛官だった父の姿に憧れながら育ちました。一度は自衛官になる道を考えていましたが、進学などの理由から諦めました。しかし数年後に予備自衛官補の制度を知り、普段の生活と両立できるか考えていた頃、東日本大震災にて自衛官とともに活動した予備自衛官がいる事に感銘を受け、応募を決心しました。

初めての予備自衛官補訓練は、全てが新鮮で別世界にいるかのような感覚でした。専門用語や統一された動作などに対応出来るか不安もありましたが、指導にあたる自衛官の方々の熱心な態度に応えようと、仲間とともに一生懸命学びました。

今後は、訓練を通じて諸先輩方から自衛官としてのノウハウを学び、最初の気持ちを忘れぬよう常に向上心を持って生活していきたいと思います。



現在、防衛省にて非常勤職員として働く筆者

日本の安全を支える自衛隊の力に

私が予備自衛官を志望したのは自衛隊を応援したいという気持ちからでした。自衛隊を退職後、私は国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊事業に参加しました。青年海外協力隊とは開発途上国において、技術指導や教育支援を行うという日本の国際ボランティア事業です。私はフィリピンの地方自治体に派遣され、生計向上を目的に特産品製造やボランティアプロジェクトの構築支援を行いました。

フィリピンではいまだ反政府勢力の活動が活発な地域もあります。日本は世界の中でもとりわけ安全な国として挙げられますが、これは災害や有事の際にはいち早くかけつける自衛隊の存在が国民の安全・安心を守り信頼されているからだと再認識できました。私も予備自衛官の一人として、日本の安全を支える自衛隊の力になりたいと思います。

予備海曹長 みつこし きよみち 三越 清道

フィリピンにて現地の女性達と打ち合わせを行っている筆者（一番左）

被災者の笑顔に励まされた支援活動

11（平成23）年4月下旬、東日本大震災の被災者支援のため、予備自衛官制度史上初の災害派遣に招集されました。

事前教育も含め10日間という短い期間でしたが、その間、航空自衛隊松島基地（宮城県東松島市）周辺の被災地へ入浴支援、給水・給食支援などをおこないました。

支援活動の際、被災者の方々の笑顔に逆にこちらが励まされたことが特に印象に残っています。

今後も、有事の際には自衛官として能力を発揮できるよう、日頃から予備自衛官としての自覚を持ち続けたいと思います。

予備空士長 たかざわ ゆうと 高澤 裕人

現在、民間の広告代理店にて勤務する筆者

なお、平成25年度からは、東日本大震災の教訓を踏まえ語学の種類を増やすとともに、新たに法務、放射線管理者の技能を追加し、各種事態への対応の実効性を向上させた。

予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な教育や訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。近年では、医療従事者の資格で採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、医官として統合防災訓練に参加したり、語学の資格により採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、通訳として東日本大震災において米軍との調整を支援するなど、各分野で活躍している。

Ⅰ 雇用企業の協力

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、必要な技能のレベルを維持するには仕事のスケジュールを調整し、もしくは休暇などを利用して、訓練招集に参加する必要がある。また、有事などの際には、活動期間が長期間にわたることも考えられ、予備自衛官なども長期間あるいは複数回招集する可能性がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。特に、即応予備自衛官については、年間30日の訓練が必要なため、雇用企業に対して休暇取得への配慮など、必要な協力を求めることになる。

このため防衛省は、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。



教育訓練招集における予備自衛官補に対する訓練の様子

(3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万2,000人の事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。防衛省では、平成23年度までは、人事院が行う国家公務員採用試験とは別に、防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験を行っていたが、平成24年度から人事院が新試験制度を導入したことにともない、防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験を廃止し、主に人事院が行う国家公務員採用総合職試験および国家公務員採用一般職試験の合格者から採用を行っている。なお、防衛省職員採用Ⅱ種試験で行っていた試験区分「語学」および「国際関係」については、引き続き、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行なっている。採用後は共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・研究、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務（総務、人事、予算、渉外、基地対策など）に従事している。

技官は、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどで重要な役割を果たしている。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員への質の高い教育を行っている。

技官および教官で、13（同25）年3月末において、博士号を取得している者は674人である。

なお、これらの事務官などが中心となって職務に従事している防衛省の各機関においても、自衛官としての知識が必要な部門では、事務官などとともに陸・海・空自衛官が各種業務に従事している。

3 日々の教育訓練

自衛隊においては、わが国の防衛をはじめとする各種任務を遂行するため、指揮官をはじめとする各隊員の高い知識・技能の修得や部隊の高い技量・士気の維持が必要である。これは、各種事態における自衛隊の迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能を果たしている。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するためにきわめて重要である。このため、自衛隊は種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の

注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を作り上げることに努めている。

1 自衛官の教育

(1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。



教育の様子

VOICE

コラム

海上自衛官の活模範 — 幹部自衛官を育てる —

海上自衛隊幹部候補生学校 学生隊幹事付 2等海尉 きたはら こうたろう 北原 広太郎

私は、海上自衛隊幹部候補生学校で、幹事付として勤務しております。本校は江田島えいだしまにあり、旧海軍兵学校からの歴史と伝統を受け継ぐ幹部海上自衛官の揺籃ようらんの地です。幹事付は、学生を生活全般にわたって規律や服務面から指導する教官です。

学生はこの学校で大きく2つのことを学びます。1つは、海上自衛官として必要な基礎的知識・技能です。もう1つは、礼儀や船乗りとしての躰しづけです。幹事付の職務は後者、いわば学生の精神面を教育することです。

私が勤務において気をつけていることは3つあります。第1は、率先垂範そつせんすいはんです。精神的な教育では言葉よりも行動で示し、学生を内面から感化する姿勢が求められます。第2は、長所を伸ばす指導です。持続可能な成長を促すため、学生の特質に応じて個々人のもつ資質を引き出す指導を心掛けています。第3は、現場感覚をもたせることです。現在の勉学が安全保障の現場でどのように役立つのか説明することで、緊張感とモチベーションを向上させるよう努めています。

教えることより教わることの多い毎日ですが、未来の日本の安全保障を担う立派なリーダーを育てるべく愚直ぐちよくに職務に邁進まいしんしていきます。



候補生を指導する筆者（左）

たとえば、航空機の操縦士や航空管制官などの養成には長い期間にわたる教育を要するうえ、これらの教育には特殊な技能を持つ教官、装備品や教育施設を整備する必要もある。このように、教育は、防衛省・自衛隊として非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外留学を含め、部外教育機関¹、国内企業、研究所などに教育を委託している。

参照▶ 資料87

(2) 統合教育

統合運用体制をより充実させるためには、統合運用に関する知識・技能が不可欠であり、統合教育はきわめて重要である。そこで自衛隊は、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合教育を受ける統合幕僚学校²を主体とする統合教育体系を形成し、同校をはじめ陸・海・空各自衛隊の幹部学校³などにおける統合教育を充実させている。

2 自衛隊の訓練

(1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動の練成を目的とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小



訓練の様子

部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

参照▶ 資料88

また、このようなわが国の防衛のための訓練に加え、国際平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。

(2) 統合訓練

各種事態の推移に応じて、各自衛隊が一体となって有機的に対処するため、各種統合訓練を行い、より一層の統合運用の強化を図っている。また、統合運用および各種事態への対応の強化を図るため、各自衛隊の能力を維持向上させるとともに、自衛隊の統合運用および各自衛隊による二国間、多国間の共同訓練の拡大を図っている⁴。



国外における訓練の様子



1 平成25年度の部外教育機関は、国内では東京工業大学、早稲田大学、海外では米国国防大学、ハーバード大学など
 2 統合幕僚監部に附置される学校で、幹部自衛官に対し統合運用に関する教育を行っている。
 3 各自衛隊の幹部自衛官などに対する、安全保障や防衛戦略などの教育を行う各自衛隊の機関
 4 わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。

(3) 訓練の制約と対応

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境において行うよう努めているが、制約も多い。こうした制約に対応するため、各自衛隊は限られた国内演習場などを最大限に活用しているほか、国内では得られない訓練環境を確保できる米国およびその周辺海空域において実射訓練や日米共同訓練を行い、より実戦的な訓練を行うよう努めている。

参照▶ 資料89

3 安全管理への取組と課題

自衛隊の任務がわが国の防衛であることなどから、訓

練や行動に危険がともなうことは避けられない。しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛省・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。防衛省・自衛隊では、今後も平素からの艦艇・航空機の運航や射撃訓練時など日頃の訓練の際にも安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

4 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

昨今の少子化・高学歴化の進行や自衛隊の任務の多様化などに的確に対応していくためには、防衛力の能力発揮の基盤である人的資源を効果的に活用していく必要がある。

そのため、防衛省・自衛隊は、質の高い人材を確保・育成していくための様々な取組を行っている。

1 人事施策に関する検討など

防衛省では、人的基盤の重要性を認識し、様々な施策を推進してきている。

自衛隊の人的構成については、07大綱以来、全体の定数が削減される中、装備の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、部隊等において、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となった。また、わが国においては、少子化・高学歴化が進むとともに、安定した就職先を志向する傾向が強まった。

このような状況の中、防衛省では、定年までの勤務を前提とする非任期制の士を一定数確保してきており、入隊者も高学歴化する傾向にあった。

防衛省では、22大綱の見直しにおいて、精強性向上の観点から、自衛官の階級・年齢構成の適正化など人的資源の効果的な活用等を含め、自衛隊の編成や充足率をどうするべきかという議論を踏まえつつ、各自衛隊の特性に対応した各種人事施策について検討を進める方針である。

2 隊員の処遇の充実

自衛隊が対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものである。特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛省・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や福利厚生などの充実を図っている。

3 女性自衛官の一層の活用など

防衛省・自衛隊は、男性のみならず、女性にも広く門戸を開放し、任務を遂行しており、13（同25）年3月末現在、女性自衛官は、約1.2万人（全自衛官の現員数の約5.5%）となっている。女性自衛官については、母性保護、プライバシー確保などの制約により、一部の配置に制限（戦車、潜水艦、戦闘機など）があるものの、護衛艦への乗組や対潜哨戒機、輸送機などの操縦に従事しているほか、各幕僚監部や司令部などの自衛隊の中核においても、活躍の場が拡大してきている。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、女性自衛官の採用・登用の更なる拡大を図るため、11（同23）年3月、「防衛省における男女共同参画に係る基本計画（平成23年度～平成27年度）」¹を策定した。女性自衛官が途中で退職することなく、仕事と家庭生活が両立でき、さらに活躍の

¹ 同計画においては、女性自衛官のみならず、女性事務官などについても同様に採用・登用の拡大を図るとともに、男性職員の育児・介護にかかる施策なども検討することとしている。

コラム

部下の命を預かる責任の重さ -現場で活躍する女性自衛官-

練習艦「しまゆき」艦長 2等海佐 ^{おおたに} ^{みほ} 大谷 三穂

13(平成25)年3月付、「しまゆき」の第21代艦長を拝命いたしました。「しまゆき」は練習艦隊・第1練習隊に所属する呉(広島県)を母港とした練習艦であり、海上自衛官として身につけなければならない様々な術科技量を体得させるため、幹部から海曹士にいたる学生の教育などを行っています。

私は、学生時代から艦艇勤務に憧れを抱き、海上自衛官に任官後、艦長になることを目標の一つとしてきました。このたび実際に艦長という職につき、女性だからという難しさよりも、約200名の部下の命を預かる責任の重さを痛感しているところです。

昨今、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、人材の育成は喫緊の課題といえるでしょう。海上自衛隊の各種装備も、それを取り扱う「人」の育成なしにはいきません。精強な部隊をつくる「教育」に携わることができることを誇りとするとともに、厳しくも明るい雰囲気をもった艦をつくり、日本の国防を担う艦艇乗りづくりができるよう、日々勤務に邁進していきたいと考えています。



「しまゆき」士官室にてインタビューを受ける筆者

場が広がるような様々な施策を検討・実施することとしている。たとえば、意欲と能力を有する女性自衛官の計画立案業務への積極的な参画、国際平和協力活動への女性自衛官のさらなる活用、自衛隊の特殊な勤務形態に対応するための庁内託児所の整備および育児休業代替要員制度の積極的な運用を図っており、また、災害派遣等の緊急登庁時における児童の一時預かりについても、安全マットなどの備品の整備を引き続き行っているところである。

今後も、女性自衛官をより一層活用するため、様々な施策を粘り強く重層的に取り組んでいく。

4 隊員の子育て支援への取組

わが国における少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資するため、03(同15)年、「次世代育成支援対策推進法」が成立した。

現在、防衛省では、10(同22)年3月に策定した「防衛省特定事業主行動計画(平成22年度~平成26年度)」に

基づき、特に、上司および男性職員向けのハンドブックの作成や啓発講演会の実施など、男性職員の育児休業や子育てに関する特別休暇の取得促進に積極的に取り組んでいる。

5 規則遵守への取組

防衛省・自衛隊では、日頃から法令などの様々な規則の遵守とその意識の高揚を図っており、12(同24)年3月にも部下指導のポイントなどを解説した「服務参考資料」を配付し、高い規律を保持した隊員の育成に努めている。

また、「薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」などの期間を設けて、遵法意識の啓発に努めている。

(1) 薬物使用防止への取組

05(同17)年、自衛隊において隊員の違法薬物使用事案が続発した。これを重く受け止めた防衛庁(当時)は、防衛庁副長官(当時)を議長とする「薬物問題対策検討会議」を開催して問題点と再発防止策²をとりまとめ、この防止策を着実に実行していくこととした。

2 再発防止策として、①服務指導および教育の徹底、②入隊後における薬物検査(尿検査)の導入、③各種相談・通報窓口の整備などの再発防止策を速やかかつ着実に実行していくこととした。なお、入隊時の薬物使用検査は、02(平成14)年から行っている。

しかし、その後も薬物にかかわる法令に違反した事案が発生しており、平成24年度には3人の隊員が逮捕された。防衛省・自衛隊は、平成22年度より、若年隊員を重点とした、①教育の徹底、②営舎内点検の強化、③効果的な薬物検査体制の構築に取り組んでおり、前述の再発防止策とあわせて薬物犯罪の再発防止、根絶を図っている。

(2) 自衛隊員倫理法等違反行為の防止

00（同12）年4月から施行された自衛隊員倫理法・倫理規程は、公務員不祥事が相次いで発生し、厳しい社会的批判を招いたことを背景に、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、利害関係者の範囲を明確に定め、隊員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止などを規定している。

具体的な取組としては、毎年、倫理週間を設定し、全隊員に対する教育を行うとともに、広報や啓発活動を通じて、倫理意識の周知と浸透を図っている。

6 自衛隊員の自殺防止への取組

わが国では、98（同10）年に年間自殺者数が3万人を超え、その後も高い水準で推移しており、深刻な社会問題になっている。自衛隊においても、自衛官の自殺者数は、平成16年度に94人と過去最多となったが、平成22年度は77人、平成23年度は78人、平成24年度は79人となっている。

自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって不幸なことであると同時に、防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことはきわめて残念なことである。防衛省・自衛隊としては、自殺防止のため、例えば、次のような施策を継続して行っている。

- カウンセリング態勢の拡充（部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地等への臨床心理士の配置など）
- 指揮官への教育や、一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化
- メンタルヘルス強化期間を設定し、異動など環境

の変化をとまなう部下隊員に対する心情把握の徹底や、各種参考資料を配付

7 殉職隊員への追悼など

50（昭和25）年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,800人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した自衛隊の各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、様々な形で追悼を行い、御遺族に対応している³。



平成24年度自衛隊殉職隊員追悼式の様子

8 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強性を保つため、若年定年制および任期制という制度を採用している。このため多くの自衛官は、一般職の国家公務員と異なり、50歳代半ば（若年定年制自衛官）または20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することとなっており、その多くは退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

これらの自衛官に対して再就職の支援を行うことは、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、自衛官の将来への不

3 自衛隊殉職者慰霊碑は、62（昭和37）年に市ヶ谷に建てられ、98（平成10）年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。メモリアルゾーンでは毎年、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などが参列して営まれている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘板が納められている。この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

図表Ⅲ-4-1-4 再就職援護のための主な施策

区分	就職援護施策	内容
退職予定自衛官に対する施策	職業適性検査	退職予定の自衛官に対し適性に応じた進路指導などを行うための検査
	技能訓練	退職予定の自衛官に対し退職後、社会において通用する技能を付与(大型自動車、大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラ、介護(ホームヘルパー)など)
	防災・危機管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し防災行政のしくみおよび国民保護計画などの専門知識を付与
	通信教育	退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与(社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など)
	業務管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職および退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
	就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識および再就職に当たっての心構えを付与
	進路相談等部外委託	退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談等を部外の専門家に委託
部内援護担当者に対する施策	援護担当者教育	援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動等の教育
部外に対する施策	企業主等に対する援護広報	企業等に対する退職予定自衛官の有用性等の広報
	企業主等に対する部隊見学等招へい	企業主等を部隊等に招へいし、部隊等の見学、就職援護状況の説明等を実施

安を解消し、在職中は安心して職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優秀な人材を確保するためにも、きわめて重要であると認識しており、再就職に有効な職業訓練などの援護施策を行っている。また、再就職のための取組は、退職自衛官が持つ様々な技能を社会に還元し、社会における人的インフラの強化の観点からも重要である。

防衛省には自ら職業紹介を行う権限がないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、退職自衛官に対する無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、その一人ひとりが広範な職種・職域にわたる職務遂行と教育訓練によって培われた優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などを有している。また、職務を通じ、あるいは職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、在職時の職種・職域にかかわらず、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍し、雇用主から高い評価を受けている。さらに、地方公共団体の防災や危機管理の分野などにも採用され、活躍している。しかしながら、今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想されており、防衛省としては、退職自衛官の雇用を確保するため、国家資格取得などの支援、新規企業の開拓などを行っていくほか、再就職支援の強化について検討していく方針である。

図表Ⅲ-4-1-5 再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
趣旨	○定年後においても引き続き隊員として働く能力と意欲のある者を改めて採用することにより、高齢だが有為な人材の積極的活用や雇用と年金の接続を図る。	
任用形態	○フルタイム勤務 ○短時間勤務	○フルタイム勤務に限定
任期	○1年以内、更新可能	○1年以内(60歳前は3年以内)、更新可能 ○防衛出動などの際は、一定の期間(1年～6ヶ月)延長可能
任用上限年齢	○65歳	
休暇	○年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇(定年前と同様) ○短時間勤務の場合の年次休暇は、勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内	○年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇(定年前と同様)
給与	○職務の級または階級ごとに単一の俸給月額が支給されるほか、通勤手当などの諸手当が支給	

また、防衛省では、自衛官が安心して職務に専念する環境を醸成するとの観点から、自衛官の再任用制度について、60歳前においては3年以内の任期(事務官などは1年以内)を可能としているところである。(図表Ⅲ-4-1-4・5参照)

9 隊員の退職後の再就職についての規制

自衛隊員の再就職については、公務の公正性の確保などの観点から、規制¹が設けられている。自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に防衛省と契約関係にある

営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認が必要となっており、12（平成24）年、防衛大臣が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは89件（89人）であった。

5 衛生機能の強化

1 防衛医科大学校に4年制の看護師養成課程を新設

防衛省・自衛隊では、任務の多様化・国際化、医療技術の高度化・複雑化に十分に対応し得る専門的知識・能力と豊かな人間性や的確な判断力を有する質の高い看護師を養成する必要が高まっている。このため、防衛省・自衛隊の任務を適切に遂行できるより質の高い看護師を確保・育成することを目的として、14（同26）年4月に防衛医科大学校医学教育部に4年制の「看護学科（仮称）」を新設することとした。これを受けて、自衛隊中央病院高等看護学院（3年制）および防衛医科大学校高等看護学院（3年制）は16（同28）年3月末に廃止される。新設される看護学科においては、「保健師および看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練」（以下「自衛官コース」という。）と「保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練」（以下「技官コース」という。）の2つの課程を設け、自衛官コースは75人、技官コースは45人を定員とする。両コースとも保健師および看護師の資格を取得するための教育訓練を行うことは共通であるが、自衛官コースはそれに加え、幹部自衛官となるための教育訓練を実施する。看護学科卒業後¹、自衛官コース修了者は、所要の教育訓練終了後、自衛隊の衛生部隊や自衛隊病院などで勤務することを予定しており、技官コース修了者は、高度な医療技術を必要とする防衛医科大学校病院で勤務することを予定している。

2 医官教育の強化

自衛隊衛生は、多様な任務を適時適切に遂行し得る、訓練された人的資源を十分に保有する必要がある。このため、自衛隊医官は、その階級、役職などに応じて、幹部自

衛官たるにふさわしい見識と素養、衛生分野のリーダーとしての統率力を有するとともに、初期医療などを実施し得る総合臨床医としての能力及び集団としてバランスのとれた能力を発揮できるよう、各診療科における専門医としての専門能力及び指導能力を併せ持っていることが求められており、それらの資質及び専門技能の維持・向上に努めている。

しかし、現在、医官の充足率は低く、特に、国際平和協力活動などにおいて中核となるべき中堅層で低い状況にある。低充足の要因は、医官の離職であり、その主な理由の一つとしては、「医師としての研修・診療機会の不足」が挙げられる。

今後、防衛省・自衛隊としては、研修・診療機会を拡充し、医官の専門技能の修得、維持及び向上を図るとともに、モチベーションの向上、組織に対するロイヤリティの向上を図ることにより離職を防止し、多様化する任務を適切に遂行し得る医官を養成するための各種施策を可能なものから速やかに講ずることとしている。

3 自衛隊病院の拠点化・高機能化

自衛隊病院は各種事態対処時に隊員の後送病院としての役割を果たすとともに、平素は、隊員、家族などの診療ならびに医療従事者の技量の維持・向上および養成のための教育機関としての役割も果たすことが求められている。

そのため、「自衛隊病院等在り方検討委員会」が09（同21）年8月に報告書に取りまとめた検討成果（16病院を10病院に集約化し質の高い病院の整備など）を踏まえて、計画的に自衛隊病院を整備するとともに、自衛隊病院の拠点化・高機能化について、引き続き検討を行っている。

⁴⁻¹ 自衛隊法第62条（私企業からの隔離）に規定

⁵⁻¹ 保健師および看護師の免許は、医師免許と同様に社会的有用性が高いこと、自衛隊病院等が適切に機能するために必要な看護師を確保する必要があることなどから、教育訓練の期間（4年）等を考慮し、卒後6年の勤務義務を課すこととし、勤務年限内に離職した者には償還金を課すこととしている。

コラム

南スーダンPKOの衛生活動を振り返って

－現場で活躍する医官の声－

第3次南スーダン派遣施設隊（当時） 1等陸尉 つじ ひろたか
辻 博隆

私は、12（平成24）年12月から第3次南スーダン派遣施設隊の医官として、南スーダン共和国に派遣され、派遣隊員の健康管理、疾患治療などに従事してきました。

派遣施設隊では、これまで様々な形で現地のインフラ整備の支援などを行ってきましたが、私の派遣期間中は、ジュバ（南スーダン共和国の首都）近郊の道路整備などを中心に活動してきました。私の主な任務は、移動式医療システムを活用した医務室での隊員の治療業務です。胃腸炎、上気道炎、皮膚疾患、外傷の処置、傷の縫合など、幅広く疾病の治療に当たってきました。現地では、マラリアなど、日本ではまれな風土病の発生の恐れもあり、国内での診療とは違う緊張感もありました。他国の衛生関係者とも親睦を深めることができ、大変有意義な経験となりました。特にジュバ周辺の他国軍医師との情報共有や周辺国での病院研修は貴重な経験になりました。

本派遣を通じて、真剣に派遣施設隊として活動する隊員の衛生関連業務に参加させていただき、大変やりがいを感じました。今回のPKO活動の中で得た経験、技術を今後の診療に生かし、自衛隊衛生に貢献できればと思います。



移動式医療システムを活用した医務室
と南スーダン派遣施設隊衛生班員
（前列左から2番目が筆者）